

「就学事務の手引」（令和6年4月改訂 鳥取県教育委員会）
改訂の概要について

【改訂の目的】

就学事務の手続きを行う際の必要書類や手順等を明確化し、速やかに事務手続きを行うことができるように改訂を行った。

【主な改訂点】

項目	項目	改訂点
2 認定特別支援学校就学者に係る手続きについて	表紙	○この章における表記について追記 ・市町村（学校組合）教育委員会を市町村教育委員会 ・小学校・中学校・義務教育学校を小中学校等
	(4) 県立特別支援学校から小中学校等への転学(視覚障害者等でなくなった場合)	○県就学支援分科会への申請を行う前の留意する点を追記 ※県立特別支援学校長は、県教育委員会に通知を出す前に、市町村教育委員会、保護者と学びの場における十分な協議を行い（体験入学、児童生徒の状態、支援会議の開催等）、合意形成が図られた上で通知する。
	(5) 県立特別支援学校から小中学校等への転学(障がいの状態等の変化による場合)	
	(6) 県内の県立特別支援学校間の転学(同一障がい種の場合)	○手続きを明確化にし、追記を行った。
	(7) 県立特別支援学校に在籍している学齢児童生徒が自治体をまたぐ住所変更のみした場合(学校が変わらない場合)	○手続きについて記載がなかったため、新たに追加
	(10) 県外から県内への転居に伴う転学	○手順について追記 ○書類について変更 ・様式2-1あるいは様式2-2、個人調査書、療育手帳の写し（知的障がいの場合のみ）もしくは診断書、観察票 ※ただし、病弱特別支援学校への転学については診断書
(12) 福祉施設入所に伴う転学	○手続きについて新たに追加	
3 鳥取県就学支援分科会審査要項及び市長様式等	・様式1	○記載方法を明記
	・様式3	○（注）1の文言を変更 ・いずれかを選択
	・様式4	○（注）1の文言を変更 ・いずれかを選択
	・様式5	○障がい種が異なるの文言を削除
	・様式9（就学取消）	○新たに追加 ※県教育委員会から令15条に基づく県立特別支援学校への就学通知が届いた日から、就学予定の期日までの間に当該児童生徒が他の市町村に転居する場合等に使用